

令和3年第4回臨時会

津別町議会会議録

令和3年第4回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 3年 5月 20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 3年 5月 24日 午前10時00分

閉会日時 令和 3年 5月 24日 午前11時32分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			議席の指定	
2			会議録署名議員の指名	6番 巴 光政 7番 佐藤 久哉
3			会期の決定	自 5月24日 1日間 至 5月24日
4			諸般の報告	
5			行政報告	
6	同意	4	津別町監査委員の選任について	
7	承認	3	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町一般会計補正予算 (第12号)について)	
8	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第4号)について)	
9	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第2号)について)	
10	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町介護保険事業特別会 計補正予算(第5号)について)	
11	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町下水道事業特別会計 補正予算(第5号)について)	
12	議案	22	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	23	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	24	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	25	津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	26	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	27	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	28	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	29	津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
20	〃	30	津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	31	津別町林業研修会館条例を廃止する条例の制定について	
22	〃	32	契約の締結について（下水道管理センター建築改修・耐震補強工事）	
23	〃	33	財産の処分について（町有林立木）	

(午前 10 時 00 分)

◎セレモニー

○事務局長（松木幸次君） おはようございます。

本日は、新議場での初めての議会開催となります。

新議場の開場にあたりまして、議長よりごあいさつがございます。

皆さまにおかれましては、その場で議長席に向かいご起立をお願いいたします。

(議員・理事者～起立)

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

新議場の開場にあたりごあいさつを申し上げます。

新庁舎の完成に伴い、本日、新議場での初めての議会が開催されますことを町民の皆さま、議員各位、そして町長をはじめ理事者の皆さま方とともに喜びを分かちあえますこと、心からお祝いし、また感謝を申し上げたいと存じます。

新議場におきましては、言論の府としてこれまで以上に議会の活性化が図られ、活発な議論が行われ、町民の皆さまの意見が十分に反映された政策やまちづくりが推進されますことを期待するものであります。新議場には最新の議会システムも導入され、議場内での画面表示や音響設備、インターネット録画中継も改善され、快適な環境になるものと思います。

今後におきましても、議会活動、議会運営にはさらなる研究、研鑽を重ねまして本町議会の伝統をこれからも歴史に刻みながら、より身近で開かれた議会の推進に向け皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、津別町議会新議場の開場にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。皆さま方には今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局長（松木幸次君） ご着席ください。

(議員・理事者～着席)

○事務局長（松木幸次君） 以上で新議場開場にあたりましてのセレモニーを終了させていただきます。

引き続き臨時会の開会をいたします。

(午前 10 時 2 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより、令和 3 年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議席の指定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、議席の指定を行います。
新議場への移転に伴い、議長において議席の指定を行います。
議席は、ただいま着席の議席とします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
6 番 巴 光 政 君 7 番 佐 藤 久 哉 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して、発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。5月6日に新庁舎が開庁し、本日は新たな議場での初議会となりますが、町民の幸せを実現する議論の場として、改めて認識を高めてまいりたいと思うところであります。

それでは発言のお許しをいただきましたので、第3回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、ふるさと納税についてであります。令和2年度の寄附実績は、4,154件、8,572万6,255円となり、前年度2,242件、6,002万8,109円と比較し、件数で約85%、金額で約42%の増となりました。

増加要因としましては、コロナ禍による巣ごもり需要の増加が考えられますが、事

務代行業務を受託するまちづくり会社による、各種ふるさと納税ポータルサイトの内容改善やPR企画への参加、またウェブ広告やSNSを活用したPRに一定の効果が現れたものと思われます。ご寄附をいただきました全国の皆さまに改めて感謝を申し上げ、今後ともリピーターや新たな寄附者の獲得に向けて工夫を重ねてまいります。

次に、令和3年成人式についてであります。コロナ禍の中、本年1月10日に予定されていた成人式が延期され、5月2日に中央公民館において新成人31名と来賓及び教育委員5名の出席のもと開催されました。感染対策として、新成人には2週間前からの健康チェックシートの提出と津別病院での抗原検査を実施し、万全の態勢で開催されたところとす。

成人式に出席することができない新成人の方やご家族の方々が視聴できるよう、道東テレビによるライブ配信を行ったところ、常時45名ほどの視聴があり、中継した映像の再生回数も1,200回を超えていることから、多くの方々に祝っていただいた成人式であったと思うところとす。

次に、国道240号にかかる工事関係についてであります。5月12日、網走開発建設部北見道路事務所長が来庁され、今年度の事業予算確定分について説明を受けました。

それによりますと、現在工事が進められている北釧橋架け替え工事につきましては、当初予定より遅れているものの、今年の冬までには完成し開通の見込みとのこととあり、また、新たに釧北峠登坂車線整備に係る調査設計が進められるとの報告を受けたところとす。

あわせまして、「防災・減災・国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラム（北海道ブロック版）」がこのほど策定され、これにより恩根木禽橋において、護岸工、根固め工等の洗堀対策が実施されることになり、これまでの要請事項が着実に解決される方向が示されたところとす。

次に、新型コロナウイルス・ワクチン接種についてであります。5月7日から医療従事者等、介護施設等の入所者・従業者への接種を開始し、14日から一般高齢者への接種を開始しました。一般高齢者接種に際しましては、5月2日から予約を開始しましたが、予測を上回る反響があり、一時的に電話がつながりにくい状態や、予約枠

がすぐに埋まるなど、ご不便をおかけする場面もありましたことを、この場をお借りしおわび申し上げる次第であります。

既に5月21日現在で高齢者の8割ほどが予約されているところですが、高齢者向けのワクチンについては、入荷の見通しが立ったことから、大半の高齢者の皆さまへの2回目の接種は、6月中を目途に済ませられる予定で進めているところです。

65歳未満の方々への接種開始は、できるだけ早期に開始できるよう、津別病院とも調整しながら進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に伴う公共施設の閉館等についてであります。5月16日に北海道が「緊急事態宣言」の対象区域に追加されたことに伴い、同日、対策本部会議を開催し対応を協議したところです。津別町は、より緊急性の高い「特定措置区域」とはされなかったものの「措置区域」とされ、公共施設については「休館等を検討する。」という内容の要請にとどまりましたが、近隣市町が閉館の措置をとっていることも考慮し、本町としても役場庁舎、小中学校及び公衆浴場を除き、原則、令和3年5月17日から31日まで閉館といたしました。

町民の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、今後とも人命を最優先とし、可能な限りの感染予防対策を講じてまいります。

次に、行方不明者の捜索についてであります。昨日、美幌町から山菜取りに来られた男女2名のうち、女性1名が国道240号線から沼沢に抜ける道道訓子府津別線より町道353号線に入った付近で行方不明となり、警察署、津別消防署及び消防団員、約70名により午後2時50分から午後6時まで捜査にあたりましたが発見には至りませんでしたので、本日、再度午前6時から役場職員も加え捜索したところ、意識のある状態で発見し、病院に搬送されたところです。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例改正等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、同意第4号 津別町監査委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第4号 津別町監査委員の選任についての説明をさせていただきます。

津別町監査委員藤村勝氏は、令和3年5月31日をもって任期満了となりますので、改めまして藤村勝氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり藤村氏は、前職であります津別郵便局長として行政事務、財務事務に精通されておりましたが、平成25年に津別町監査委員として選任させていただきました2期8年にわたり数多くの貴重なご意見、的確なご指摘を受けたところでありまして、町行政にとってとても有用な事務を行っていただいております。またぜひ再任をお願いしたいと判断させていただいたところでございます。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりでありまして、任期につきましては令和3年6月1日から令和7年5月31日までの4年間となります。

以上、説明とさせていただきますので、ご同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第3号について説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

実際の内容としましては、各歳入の確定及びそれらに関する各事業費の精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整により一般財源剰余金の基金への積み立て、地方債の繰上償還を予定するものについて減債基金への増額積立を行うことで補正予算を組み立て、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものです。

補正内容につきましては、資料の事項別明細書で説明をいたしますが、単なる事業費の確定または収入額の確定による精査につきましては、主なものについてのみの説明とし、財源内訳のみの補正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1億2,587万1,000円を追加し、予算の総額を106億5,870万2,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書は歳出から説明いたしますので、27ページから28ページをお開きください。

中段の款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金 9,542 万円を積み立てるための増額です。減債基金積立金は今後の耐力的な財政運営を見据え、今年度に借り入れした公共施設等適正管理推進事業債と同額を公共施設等整備基金より繰り入れして積み立てるもので1億7,690万円の増額です。公共施設等整備基金積立金は、総務費指定寄附金 200 万円の増額、特公賃住宅使用料と駐車場使用料の精査による157万4,000円の増額及び基金利息の11万1,000円の減額で合わせて31万5,000円の増額です。次に、項2 地域振興費、目1 企画総務費ですが31ページから32ページをお開きください。中段の人づくり・まちづくり活動支援事業は、コロナ禍により予定していた事業が一部実施できなかったことを主な理由として347万5,000円の減額、33ページから34ページをお開きください。下段の地域振興基金積立金は教育費指定寄附金10万円の増額、基金利息の精査6万5,000円の減額で合わせて3万5,000円の増額です。その下、ふるさとつべつ応援基金積立金は、次ページにわたります。ふるさと納税の積み立てで寄附金を1億円と見込んでいたところですが、最終的には8,572万6,255円となり見込みを下回ったことで減額補正となります。

47ページから48ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、中段の社会保障事業基金積立金は地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより2,276万1,000円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は、976万円の減額。介護保険事業特別会計繰出金も263万7,000円の減額です。次に51ページから52ページをお開きください。上段の目8 後期高齢者医療費は後期高齢者医療事業特別会計繰出金で63万9,000円の減額です。

次に、59ページから60ページをお開きください。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、中段の下水道事業特別会計繰出金で1,532万7,000円の減額です。

次に、69ページから70ページをお開きください。款6 農林業費、項2 林業費、目2 林業振興費、下段の森林環境譲与税基金積立金は、交付額の確定により3,000円の増額です。これ以降につきましては全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。

歳入につきましては実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。

款1町税は661万1,000円の減額です。各税目の補正額につきましては納付見込み額により補正するものです。

5ページから6ページをお開きください。中段の款6法人事業税交付金は、税制改正により令和2年度から交付されたもので220万1,000円の増額。

款7地方消費税交付金は2,294万5,000円の増額で、令和2年度については1億2,084万5,000円の交付となり、そのうち6,106万1,000円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てをするもので、社会福祉や保健衛生などの社会保障施策の事業の財源とするものです。

款8自動車税環境性能割交付金は、令和元年10月の税制改正に伴い創設された科目ですが、701万8,000円の減額となりました。

款10地方交付税は2,977万8,000円の増額で、全て特別交付税です。特別交付税の交付確定額は1億7,977万8,000円、前年比196万6,000円の減となったところです。

7ページから8ページをお開きください。款12分担金及負担金は146万5,000円の減額で、項2負担金、目2衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は、大空町から持ち込みされる生ごみの広域処理費用の負担金で、実績減により39万6,000円の減額です。

款13使用料及手数料、項1使用料は372万3,000円の減額です。下段の目5土木使用料の住宅使用料は、主に特定公共賃貸住宅使用料の減額により138万9,000円の減額。9ページから10ページになります。目6教育使用料の社会教育使用料151万3,000円の減額は、コロナ禍により利用者の減少によるものです。項2手数料は106万4,000円の増額となります。

11ページから12ページになります、款14国庫支出金は501万3,000円の減額。

13ページから14ページになります、下段の款15道支出金も715万3,000円の減額で、どちらも対象事業の事業費確定による補正となります。

19ページから20ページをお開きください。中段の款17寄附金の目2総務費寄附金は、1件の指定寄附200万円の増額と、ふるさと納税分で1,427万4,000円の減額で合わせて1,227万4,000円の減額。目4教育費寄附金は10万円の増額です。

款 18 繰入金の目 1 基金繰入金は、各対象事業費等の精査で 1 億 1,998 万 6,000 円の増額となりますが、目 3 公共施設等整備基金繰入金は歳出で説明しました減債基金へ積み立てををするための 1 億 7,690 万円の増額と事業精査による補正となります。

23 ページから 24 ページをお開きください。下段の款 21 町債は次ページにわたりますが、目 1 総務債の庁舎等建設事業及び減収補てん債ともに減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

第 2 条の地方債補正は 3 ページめぐりまして第 2 表地方債補正のとおり事業精査により限度額を変更するもので、総額は 35 億 4,211 万 1,000 円となります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次ページ専決処分書のとおり道支出金等の額の確定及び保険給付費等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。地方自治法第179号第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

条文の第1条第1項として、歳入歳出の予算の総額から4,801万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,377万3,000円とするものであります。

第2項につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので9ページ、10ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に道支出金等の歳入確定さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主要なもののみ説明をさせていただきますと考えております。あらかじめご了承願いたいと思います。

款1総務費、目1一般管理費は、総務一般事務経費の精査によりまして99万2,000円の減額です。

13ページ、14ページになります。款2保険給付費、目1療養費では、一般被保険者療養給付分の確定により2,800万9,000円の減額となります。15ページ、16ページになります。目2の高額療養費では、一般被保険者高額療養費の確定により1,339万円の減額となります。17ページ、18ページになります。中段、目4出産育児諸費では出産育児一時金として当初10名分で予算化し12月定例会で半減させていただきました

けれども、最終的には2名分の支出となり126万円の減額となります。下段の目5葬祭諸費、葬祭費では10件の実績により30万円を減額するものになります。

次に19ページ、20ページになります。目7傷病手当金では傷病手当金で実績がなかったため全額を減額するものになります。

21ページ、22ページになります。款6保険事業費、目1特定健康診査等事業費で同名事業で195万1,000円の減額です。

23ページ、24ページになります。款7基金積立金は保険給付費等交付金、普通交付金の確定に伴い令和3年度返還分の積み立てとして268万4,000円の増額となります。

続いて歳入となりますので3ページ、4ページにお戻りください。

款1国民健康保険税につきましては、目1一般分、目2退職者分、それぞれ額の確定により総体で218万2,000円の増額です。

款2道支出金は額の確定により3,912万7,000円の減額です。

5ページ、6ページになります。款4繰入金は項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として976万円の減額で、その他一般会計繰入金は395万3,000円の減額で人件費、事務費、出産費等の確定に伴う精査によるものです。施策分は580万7,000円の減額で特定健診事業、健康づくり事業、健診助成事業等の確定に伴う精査となっております。

それでは、補正の条文にお戻りください。

第2項、第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正予算の総額は第1項の内容となりますのであります。

以上、専決補正についてご説明を申し上げましたのでご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(森井研児君) ただいま上程となりました、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

補正予算の条文としまして第1条第1項としまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ202万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,204万7,000円とするものであります。

第2項は後ほどご説明いたします。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げますので5ページ、6ページをお開き願います。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありますので、主なもののみ説明をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

款1 総務費の目1 一般管理費については、総務一般事務経費で役務費及び委託料等の精査により94万8,000円の減額になります。

7ページ、8ページになります。款2 後期高齢者医療広域連合納付金において、納付金の確定により84万3,000円の減額となるものです。

続きまして歳入になりますので3ページ、4ページにお戻りください。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料では、保険料額が確定し目1の特別徴収保険料、目2 普通徴収保険料全体で84万1,000円の減額です。

款2 繰入金は一般会計繰入金で目1 事務費繰入金63万9,000円の減額です。

款4 諸収入では、項1の受託事業収入、目1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の確定により44万1,000円の減額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正予算の総額につきましては第1項の内容になるものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました承認第6号についてご説明いたします。

専決の理由といたしましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、繰入金等の額確定による補正であり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決補正を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ988万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,719万3,000円とするものです。

第2項は後ほどの説明といたします。

歳出からご説明いたしますので7ページをお開きください。このたびの専決補正につきましては、歳入は国、道の支出金などの額の確定、歳出では事業完了による精査となっております。

款1総務費は7ページ、項3介護認定審査会費から、9ページ、項5地域密着型サービス運営委員会費は事業確定による精査で87万3,000円の減額。

9ページ、款2保険給付費は、事業確定による各サービス給付費の減額で、主に新型コロナウイルス感染症の影響でのサービス利用の減少によるもので2,045万5,000円の減額。

13 ページになります。款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費においても新型コロナウイルス感染症の影響による新規利用者の減により 238 万 7,000 円の減額。15 ページになります。項 2 一般介護予防事業と 17 ページから 25 ページの項 3 包括的支援・任意事業費についても新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、会議の取りやめによる減額が主で、項 2 一般介護予防事業費が 181 万 7,000 円の減額、17 ページの項 3 包括的支援・任意事業費が 237 万 8,000 円の減額です。

27 ページになります。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金は、事業費の確定により基金積立金で 2,309 万 2,000 円の増額。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による 1 号被保険者の保険料減免に係る額の確定で 504 万 4,000 円の減額です。令和 2 年度の介護保険事業の実績につきましては、6 月に実績報告を皆さんに配付させていただき予定となっております。

続いて歳入の説明になります。3 ページ、4 ページをお開きください。

款 1 保険料、項 1 介護保険料は、額の確定による精査で 196 万 2,000 円の減額。

款 2 国庫支出金、款 3 支払基金交付金、款 4 道支出金は介護給付費、調整交付費交付金、地域支援事業交付額が確定しましたので国庫支出金で 192 万 3,000 円の増額。支払基金交付金が 590 万 6,000 円の減額、道支出金が 130 万 1,000 円の減額です。

5 ページの款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、繰入額確定により 263 万 7,000 円の減額です。

最初の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものをそれぞれ款、項の区分に整理したものであります。

以上、説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(齊藤尚幸君) ただいま上程となりました、承認第7号について説明させていただきます。

こちらにつきましてはは分担金、使用料及び繰入金の額の確定による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法179条第1項の規定により3月31日をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ1,851万1,000円を減額し予算総額を5億2,747万2,000円とするものです。

補正内容につきましては歳出から説明させていただきます。

なお、補正理由が事業完了による精査のものにつきましては割愛させていただきますながら説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管

理費につきましては、20万円減額です。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費については815万3,000円の減額です。7ページ、8ページになります。目2処理場管理費につきましては446万2,000円の減額、項2下水道整備費、目1下水道整備費につきましては繰越事業分の契約額が確定したことから、節14工事請負費のマンホールポンプ所改築更新工事で51万7,000円の減額、電気計装設備更新工事で165万円の減額を行いました。

9ページ、10ページになります。款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費については241万円の減額、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費については109万円の減額です。

款4公債費、項1公債費、目2利子につきましては2万9,000円の減額です。

続きまして歳入の説明をさせていただきます、3ページ、4ページをお開きください。款2使用料及手数料、項1使用料、目1下水道使用料の現年度分で61万8,000円の増額等の精査確定により、歳入歳出の精査をした結果、款4繰入金の一般会計繰入金を1,532万7,000円減額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条第2項1表につきましては説明させていただきましたものを、それぞれ款、項の区分に整理したものであります。

また、第2条につきましては、第2表の繰越明許費補正をご覧ください。こちらの2事業につきましては、経費を翌年度に持ち越すこととさせていただいておりまして、契約額が確定いたしましたので、このとおり繰越明許費を整理させていただきます。

第3条につきましては、第3表地方債補正のとおりに地方債の変更を整理したものであります。

以上、説明させていただきました専決補正につきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第22号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第22号についてご説明申し上げます。

説明資料1ページをご覧ください。改正理由についてであります。監査委員の報酬の額については平成9年4月1日から見直しを行っていないため、オホーツク振興局管内町村の平均値よりもかなり低い額となっていることから、識見を有する委員の選任にあわせ改正することとし、改正内容としては、オホーツク振興局管内町村の平均値に近い水準まで引き上げようとするものであります。

新旧対照表をご覧ください。識見を有する委員については7,000円の増、議会選出委員については3,500円の増となります。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年6月1日から施行するものであります。

以上、議案第22号の内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 23 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました議案第 23 号についてご説明させていただきます。

説明資料 2 ページをご覧ください。令和 3 年度の税条例の改正については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等の施行により津別町税条例等の一部を改正するものです。

改正の概要として資料の 2 ページから 4 ページに条文ごとに改正の概要を一覧表にしましたが、改正内容が多岐にわたりますので 2 ページ 2 の条例改正についての総括的事項として税目ごとの要点についてのみご説明させていただきます。

（1）町民税については、一つ目として扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子

提出について税務署長の承認を廃止し、一定の要件を満たす場合には提供することができることとなります。

二つ目として、特定の医薬品を購入した場合の購入費用について所得控除を受けることができるセルフメディケーション税制が令和4年度までから令和9年度まで延長となります。

三つ目として、現行の住宅ローン控除が令和17年度まで延長となります。

(2) 固定資産税については、現行の負担調整措置を令和5年度まで継続し、負担調整措置等により令和3年度に限り課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置くこととなります。

(3) 軽自動車税については、環境性能割において1%分軽減する臨時的軽減を9カ月延長し、種別割のグリーン化特例(軽課)のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長することとなります。

5ページからは新旧対照表となります。5ページから24ページ上段までが第1条の津別町税条例の改正分。24ページ下段から26ページまでが第2条の昨年制定しました津別町税条例の一部を改正する条例、令和2年条例6号の改正分となります。

議案書に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。4ページほどめくっていただいて附則といたしまして、第1条は施行期日について公布日としますが、法令施行日が4月1日でありますので空白期間を埋めるために第2項において令和3年4月1日から適用させる規定を設けています。ただし、第1条第1号から第4号までについては、それぞれ各号の定める日からの施行となります。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 24 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 24 号の内容を説明させていただきます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の 27 ページをお開きください。

このたびの条例の改正理由につきましては、5 月 12 日に開催されました津別町国民健康保険運営協議会に令和 3 年度国民健康保険税の税率について諮問し答申をいただきましたので、これに基づき税率の改正をさせていただくものと、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国民健康保険税の減免の特例を令和 3 年度も行うものになります。

改正内容につきましては、令和 3 年度国民健康保険税における税率の改正と新型コロナウイルス感染症の影響による減免の特例の適用に伴う改正となります。

29 ページをお開きください。税率改正内容の説明をさせていただきます。上段の表になります。昨年、資産割を廃止し所得割と均等割、平等割の改定を行った際に、均

等割、平等割は大きく見直しを行ったことから、これらは据え置き所得割のみを改訂する内容というふうになっております。医療保険分は改定後が網掛けの部分ですが7%で、現行と比較して0.7%の増。後期高齢者支援分は2.5%で0.1%の減、介護保険分は1.8%で0.2%の増、合計11.3%で現行と比較して0.8%の増というふうになるものであります。

中段の表になります。令和3年度課税限度額一覧表ですが、こちらは改定はありません。

下段の表、令和3年度軽減判定所得一覧表です。国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法の見直しによる軽減判定所得の改定ですが、条例は昨年12月の定例議会において改定させていただいております。

30ページをご覧ください。令和3年度津別町国民健康保険税の税率改正の基礎データ及び試算結果になります。これらのデータをもとに試算を行い諮問をさせていただいたという流れになります。

1番上の表、被保険者データになりますけれども、この表の3段目、②令和3年4月末で集計した被保険者の世帯数や課税所得を用いて試算を行いました。なお、昨年の税率改正の際の令和2年4月末の被保険者データと令和2年11月末のデータも参考までに載せておりますけれども、令和2年11月末と比較いたしますと課税所得が約1億3,200万円減少する結果となっております。

2番目の表になります。北海道から示された国保事業費納付金と賦課総額の内容となります。北海道から令和3年度国保事業納付金が示され、津別町が国民健康保険税により賦課すべき額が太枠の賦課総額（軽減前）に記載してありますとおり、各保険分を合計しますと1番下、1億7,200万円余りというふうになっております。

3番目の表になります。税率改定後の賦課総額（軽減前）の試算結果です。これら1と2のデータをもとに試算を繰り返し行いました。その中で複数の改定案を国保運営協議会にお諮りした結果、試算結果の欄に記載のとおり医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額が1番右の列になります合計額14万円を上回るような内容、所得割の率という内容で協議会の中で答申をいただいたところになっております。

31ページになります。下段の表になります。被保険者の保険税の平均額の試算結果

になります。これらの改定後の税率を試算して掛け合わせた結果、所得割の税率を0.8%引き上げることになりますけれども、試算上は1人当たりの賦課額も1世帯当たりの賦課額も平均としては下がるような内容となっております。これは軽減判定所得の対象世帯の増額と試算の基礎データとしました課税所得が令和3年末と令和2年度の実績に近い値の令和2年11月末との比較で約1億3,200万円減少しているということが要因として考えられるようなものになっております。

資料27ページ、28ページにお戻りください。今ご説明いたしました内容を新旧対照表にまとめたものでありますけれども、該当する4カ所を改正するものとなっております。

それでは議案のほうをお開きください。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則でありますけれども、第1項、施行期日として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町国民健康保険税条例の改定は令和3年4月1日から適用するとし、第2項の適用区分で、改正後の新条例の規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上、議案第24号についてご説明いたしましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 25 号 津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました議案第 25 号についてご説明申し上げます。

説明資料 32 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、国より押印の見直しを積極的に取り組むよう要請があり、条例の改正案が示されましたのでこのように条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては新旧対照表において、第 4 条第 4 項の審査申請書への審査申し出人の押印の規定を削り、第 8 条第 5 項において口述書への提出者の署名押印の規定を削る改正をしようとするものであります。

議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 25 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますよう
よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 26 号 津別町介護保険条例の一部を改正す
る条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 26 号に
ついてご説明いたします。

資料は 33 ページになります。

改正の理由は、令和 2 年度に行っております新型コロナウイルス感染症の影響によ
り収入が減少した第 1 号被保険者に係る保険料減免の期間の延長をするものでありま
す。

改定内容につきましては、新旧対照表の附則の7条の2項になります。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期が到来する保険料の減免を行うものであります。

議案にお戻り願います。

ただいま説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は令和3年4月1日から適用するものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第30号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第27号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、議案第30号 津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第27号から日程第20、議案第30号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第27号から順次内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第27号、28号、29号、30号について一括してご説明をいたします。

資料は35ページからになります。

このたびの条例改正につきましては、3年に一度、国の社会保障審議会の審議を踏まえ改正が行われているもので、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴うものですが、町独自の基準を規定すべき内容がありませんので、厚生労働省令の改正内容に準じて関係条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容の細かくは資料35ページから118ページまでの新旧対照表のとおりでございますが、一つ目といたしましては、感染症や災害への対応力の強化として、日頃からの備えと感染症や災害が発生した場合でも継続的に業務を行えることに向けた取り組みの推進、二つ目としては、地域包括ケアシステムの推進として、主には認知症への対応力向上に向けた取り組みや多職種連携の推進、高齢者住まいにおける対応の強化、ケアマネジメントの質の向上の確保などの取り組みの推進、三つ目といたしまして、自立支援重度化防止に向けた取り組みの推進、そして主にはリハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の取り組みの連携の強化の推進、四つ目といたしまして介護人材の確保、現場の環境改善として人材確保、処遇改善、環境改善、業務負担軽減などの取り組みの推進、五つ目として介護保険制度の安定性と持続可能性の確保として、必要なサービスは確保しつつ評価の見直し適正化を図る規定の追加、改正を行います。

なお、附則で経過措置があるものにつきまして、令和6年3月31日までの3年間で主でございますが、新旧対照表備考欄に記載をしております。

議案第 27 号の条文にお戻りください。

ただいま簡単ではございますがご説明いたしました内容を改正条文化したものでございます。

附則としまして、公布の日から施行とするものです。

議案第 28 号、29 号、30 号につきましても同様でございます。ただし、議案第 30 号の第 16 条第 18 号の 2 の次に 1 号を加える改正規定は令和 3 年 10 月 1 日から施行するものです。

なお、議案第 27 号、28 号、29 号、30 号全条例におきまして高齢者の虐待防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化、感染症対策の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、栄養ケアマネジメントの充実、口腔衛生管理の強化に関する規定につきましては経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までの猶予期間を設けており、議案第 27 号においては 175 条第 1 項の介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化は 6 カ月間の猶予期間を設け、180 条の個室ユニット型施設の設備の見直しに係る規定については、当分の間の猶予期間を設け個室多床室に係る規定は現存の施設で改正前の基準が満たされているものについては、なお従前の例とするものでございます。

以上、議案第 27 号、28 号、29 号、30 号についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案 31 号 津別町林業研修会館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 31 号についてご説明

申し上げます。

資料はありません。新庁舎建設に伴い、津別町林業研修会館が廃止となりましたので、これにあわせ条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、第1項として、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項において関連する津別町使用料条例の第2条第1項第2号及び別表第2を削除するものであります。

以上、議案第31号の内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号

○議長(鹿中順一君) 日程第22、議案第32号 契約の締結について、下水道管理センター建築改修・耐震補強工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) ただいま上程となりました議案第32号について説明

させていただきます。

下水道管理センター建築改修・耐震補強工事の請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、下水道管理センター建築改修・耐震補強工事。工事の場所、津別町字達美。契約の方法、指名競争入札。契約金額 5,277 万 8,000 円（うち消費税及び地方消費税 479 万 8,000 円）。契約の相手は網走郡津別町旭町 10 番地 1、株式会社工藤工務店 代表取締役工藤保男として契約を結ぼうとするものでございます。

主な工事の内容といたしましては、平成元年度に供用開始の下水道管理センター管理棟の耐震を図るためポンプ室の配鉄筋や耐力壁開口部を補強することにあわせ、外壁塗装や照明器具等の設備投資など所要の建築改修を行うものでございます。

以上、議案第 32 号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 33 号 財産の処分について、町有林立木を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 33 号について説明申し上げます。

本件は、町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上でありますので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回、売却した財産は、町有林の立木で内容は次のページに記載のとおりですが、カラマツ立木 2,843.858 立方メートル、トドマツ立木 1,184.968 立方メートル、雑木立木 214.591 立方メートル、合わせまして 4,243.417 立方メートルになります。

議案にお戻りください。

契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社を指名、うち 3 社の辞退により 9 社で 5 月 14 日に執行、売却金額 1,815 万円（うち消費税及び地方消費税額 165 万円）、網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉木材株式会社が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、説明いたしましたのでご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 33 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和3年第4回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 32 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員